

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件

(昭和五十年十月十六日)

(消防庁告示第十四号)

改正	昭和五五年	九月二九日	消防庁告示第	八号
	同	五六年	六月二〇日同	第 七号
	同	六一年	四月一六日同	第 三号
	平成	元年一二月	五日同	第 五号
	同	三年	五月三〇日同	第 三号
	同	三年一一月	二二日同	第 七号
	同	四年	七月二一日同	第 四号
	同	五年	八月 九日同	第 三号
	同	六年	二月一五日同	第 五号
	同	七年	二月 七日同	第 五号
	同	九年一二月	二四日同	第一三号
	同	一一年	九月三〇日同	第一一号
	同	一四年	三月一二日同	第 三号
	同	一六年	九月二九日同	第二四号
	同	一八年	三月二九日同	第一〇号
	同	一八年	五月三〇日同	第二六号
	同	二一年	二月二六日同	第 四号
	同	二一年	三月三〇日同	第 九号
	同	二一年	九月一五日同	第一九号
	同	二一年一一月	六日同	第二四号
	同	二二年	二月 五日同	第 五号
	同	二二年	八月二六日同	第一五号
	同	二二年	九月三〇日同	第一六号
	同	二二年一二月	二二日同	第二四号
	同	二四年	三月二七日同	第 五号
	同	二五年	七月 二日同	第一〇号
	同	二五年一一月	二六日同	第一九号
	同	二六年	四月一四日同	第一五号
	同	二七年	三月一六日同	第 五号

同	二八年	二月二六日同	第 八号
同	二八年	三月二八日同	第一一号
同	三〇年	六月 一日同	第一二号
同	三一年	四月一八日同	第 五号
令和	三年	五月二四日同	第 六号
同	四年	九月一四日同	第 五号
同	五年	一月二三日同	第 一号

昭和五十年消防庁告示第三号に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を次のように定める。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。

- 一 消火器具の点検の基準及び点検票 別表第一及び別記様式第一
- 二 屋内消火栓設備の点検の基準及び点検票 別表第二及び別記様式第二
- 三 スプリンクラー設備の点検の基準及び点検票 別表第三及び別記様式第三
- 四 水噴霧消火設備の点検の基準及び点検票 別表第四及び別記様式第四
- 五 泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第五及び別記様式第五
- 六 不活性ガス消火設備の点検の基準及び点検票 別表第六及び別記様式第六
- 七 ハロゲン化物消火設備の点検の基準及び点検票 別表第七及び別記様式第七
- 八 粉末消火設備の点検の基準及び点検票 別表第八及び別記様式第八
- 九 屋外消火栓設備の点検の基準及び点検票 別表第九及び別記様式第九
- 十 動力消防ポンプ設備の点検の基準及び点検票 別表第十及び別記様式第十
- 十一 自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第十一及び別記様式第十一
- 十一の二 ガス漏れ火災警報設備の点検の基準及び点検票 別表第十一の二及び別記様式第十一の二
- 十二 漏電火災警報器の点検の基準及び点検票 別表第十二及び別記様式第十二
- 十三 消防機関へ通報する火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第十三及び別記様式第十三
- 十四 非常警報器具及び設備の点検の基準及び点検票 別表第十四及び別記様式第十四
- 十五 避難器具の点検の基準及び点検票 別表第十五及び別記様式第十五
- 十六 誘導灯及び誘導標識の点検の基準及び点検票 別表第十六及び別記様式第十六
- 十七 消防用水の点検の基準及び点検票 別表第十七及び別記様式第十七
- 十八 排煙設備の点検の基準及び点検票 別表第十八及び別記様式第十八

- 十九 連結散水設備の点検の基準及び点検票 別表第十九及び別記様式第十九
- 二十 連結送水管の点検の基準及び点検票 別表第二十及び別記様式第二十
- 二十一 非常コンセント設備の点検の基準及び点検票 別表第二十一及び別記様式第二十一
- 二十二 無線通信補助設備の点検の基準及び点検票 別表第二十二及び別記様式第二十二
- 二十三 非常電源（非常電源専用受電設備）の点検の基準及び点検票 別表第二十三及び別記様式第二十三
- 二十四 非常電源（自家発電設備）の点検の基準及び点検票 別表第二十四及び別記様式第二十四
- 二十五 非常電源（蓄電池設備）の点検の基準及び点検票 別表第二十五及び別記様式第二十五
- 二十五の二 非常電源（燃料電池設備）の点検の基準及び点検票 別表第二十五の二及び別記様式第二十五の二
- 二十六 配線の点検の基準及び点検票 別表第二十六及び別記様式第二十六
- 二十七 総合操作盤の点検の基準及び点検票 別表第二十七及び別記様式第二十七
- 二十八 パッケージ型消火設備の点検の基準及び点検票 別表第二十八及び別記様式第二十八
- 二十九 パッケージ型自動消火設備の点検の基準及び点検票 別表第二十九及び別記様式第二十九
- 三十 共同住宅用スプリンクラー設備の点検の基準及び点検票 別表第三十及び別記様式第三十
- 三十一 共同住宅用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第三十一及び別記様式第三十一
- 三十二 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検の基準及び点検票 別表第三十二及び別記様式第三十二
- 三十三 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第三十三及び別記様式第三十三
- 三十四 加圧防排煙設備の点検の基準及び点検票 別表第三十四及び別記様式第三十四
- 三十五 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第三十五及び別記様式第三十五
- 三十六 特定駐車場用泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第三十六及び別記様式第三十六

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五五年九月二九日消防庁告示第八号）

この告示は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則 （昭和五十六年六月二〇日消防庁告示第七号）

この告示は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附 則 （昭和六一年四月一六日消防庁告示第三号）

この告示は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則 （平成元年一二月五日消防庁告示第五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年五月三〇日消防庁告示第三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年一二月二二日消防庁告示第七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年七月二一日消防庁告示第四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成五年八月九日消防庁告示第三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年二月一五日消防庁告示第五号）

1 この告示は、平成六年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第一から別記様式第二十六までに規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成七年二月七日消防庁告示第五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年一二月二四日消防庁告示第一三号）

この告示は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 （平成一一年九月三〇日消防庁告示第一一号）

この告示は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 （平成一四年三月一二日消防庁告示第三号）

1 この告示は、平成十四年七月一日から施行する。

2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第一から別記様式第二十六までに規定する

様式は、前項の規定にかかわらず、平成十五年六月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成一八年三月二九日消防庁告示第一〇号）

一 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二十四及び別表第二十五の改正規定、別表第二十五の次に一表を加える改正規定、別記様式第二十四及び別記様式第二十五の改正規定並びに別記様式第二十五の次に一様式を加える改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

二 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十六、別記様式第二十四及び別記様式第二十五に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成一八年五月三〇日消防庁告示第二六号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二一年二月二六日消防庁告示第四号）

1 この告示は公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十一に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十一年八月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二一年三月三〇日消防庁告示第九号）

1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第三及び別記様式第十三に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十一年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二一年九月一五日消防庁告示第一九号）

この告示は公布の日から施行する。

附 則 （平成二一年十一月六日消防庁告示第二四号）

1 この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。

2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十四及び別記様式第十六に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年五月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二二年二月五日消防庁告示第五号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第三十一及び別記様式第三十二に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年七月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二二年八月二六日消防庁告示第一五号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十六に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十三年二月二十八日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二二年九月三〇日消防庁告示第一六号）

この告示は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則 （平成二二年一二月二二日消防庁告示第二四号）

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別表第一(5)に定める消火器のうち、製造年から十年を経過したもの（消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。）にあつては、抜取り方式により実施することができるものとして、この規定を適用する。

附 則 （平成二四年三月二七日消防庁告示第五号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二十五及び別記様式第二十五の改正規定は、平成二十四年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十六、別記様式第二十五、別記様式第二十八、別記様式第二十九及び別記様式第二十九に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十四年十一月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二五年七月二日消防庁告示第一〇号）

- 1 この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、別記様式第五、別記様式第九、別記様式第十六、別記様式第二十及び別記様式第二十五の改正規定は公布の日から、別表第十二及び別記様式第十二の改正規定は平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（以下「新告示」という。）別記様式第五、別記様式

第九、別記様式第十六、別記様式第二十及び別記様式第二十五に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

3 新告示別記様式第二及び別記様式第三に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

4 新告示別記様式第十二に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、平成二十六年四月一日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二五年十一月二六日消防庁告示第一九号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物における不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等及び起動用ガス容器等、ハロゲン化物消火設備の蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等、加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び起動用ガス容器等、粉末消火設備の蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等、加圧式粉末消火剤貯蔵容器等及び起動用ガス容器等、パッケージ型消火設備の蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等及び加圧式消火薬剤貯蔵容器等並びにパッケージ型自動消火設備の蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等及び加圧式消火薬剤貯蔵容器等（以下「ガス系消火設備の消火剤貯蔵容器等」という。）に係る点検の基準については、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（以下「新告示」という。）別表第六1(1)及び(2)、別表第七1(1)から(3)まで、別表第八1(1)から(3)まで、別表第二十八1(2)及び(3)並びに別表第二十九1(2)及び(3)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、なお従前の例による。ただし、不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等の容器弁又は安全装置の外形の点検において異常が認められた場合は、この限りでない。

一 二酸化炭素を消火剤として用いる不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等（以下「二酸化炭素消火設備の消火剤貯蔵容器等」という。）のうち、昭和五十二年三月三十一日以前に設置されたものにあつては平成二十八年三月三十一日、昭和五十二年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に設置されたものにあつては平成三十年三月三十一日、平成五年四月一日からこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に設置されたものにあつては当該二酸化炭素消火設備の不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等が設置された日から起算して二十五年を経過する日

二 二酸化炭素消火設備の消火剤貯蔵容器等以外のガス系消火設備の消火剤貯蔵容器等のうち、昭和六十三年三月三十一日以前に設置されたものにあつては平成三十年三月三

十一日、昭和六十三年四月一日から施行日の前日までの間に設置されたものにあつては当該不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等が設置された日から起算して三十年を経過する日

- 3 新告示別記様式第六から別記様式第八まで、別記様式第二十八及び別記様式第二十九に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二六年四月一四日消防庁告示第一五号）

この告示は公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年三月一六日消防庁告示第五号）

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 消防機関へ通報する火災報知設備点検票の様式は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十三の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二八年二月二六日消防庁告示第八号）

- 1 この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。
- 2 ハロゲン化物消火設備の加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び粉末消火設備の加圧式粉末消火剤貯蔵容器等に係る点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、この告示による改正後の昭和五十年消防庁告示第十四号（次項において「新告示」という。）別表第七1(2)、別表第八1(2)、別記様式第七（その一）及び別記様式第八（その一）の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 ハロゲン化物消火設備の圧力上昇防止措置に係る消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、新告示別記様式第七（その三）の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二八年三月二八日消防庁告示第一一号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 平成二十八年消防庁告示第六号（火災通報装置の基準の一部を改正する件）附則第二項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置に係る点検の基準については、この告示による改正後の昭和五十年消防庁告示第十四号（次項において「新告示」という。）別表第十三(1)イ(シ) a及びdの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 消防機関へ通報する火災報知設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備に係る消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、新告示別記様式第十三、別記様式第二十八（その一）、別記様式第二十八（その三）、別記様式第二十九（その三）及び別記様式第二十九（その四）の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成三〇年六月一日消防庁告示第一二二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三十一年四月一八日消防庁告示第五号）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、平成三十一年七月一日から施行する。

2 この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式別記様式第一から第三十六までに規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成三十一年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和三年五月二四日消防庁告示第六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年九月一四日消防庁告示第五号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年一月二三日消防庁告示第一号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。